公共債（除く個人向け国債）の契約締結前交付書面

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の３の規定によりお渡しするものです。）

この書面には、個人向け国債を除く公共債のお取引を行っていただく上でのリスクや留意点が記載されています。あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点はお取引開始前にご確認ください。

〇公共債のお取引は、主に募集や当金庫が直接の相手方となる等の方法により行います。
〇公共債は、金利水準の変化や発行者の信用状況に対応して価格が変動すること等により、損失が生じるおそれがありますのでご注意ください。

手数料など諸費用について

・ 公共債を募集により、又は当金庫との相対取引により購入する場合は、購入対価のみをお支払いただきます。

金融商品市場における相場その他の指標にかかる変動などにより損失が生じるおそれがあります

・ 公共債の市場価格は、基本的に市場の金利水準の変化に対応して変動します。金利が上昇する過程では債券価格は下落し、逆に金利が低下する過程では債券価格は上昇することになります。したがって、償還日より前に換金する場合には市場価格での売却となりますので、売却損が生じる場合があります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却することができない可能性があります。
・ 公共債が物価連動国債である場合には、元金額は全国消費者物価指数の変化に対応して変動しますので、売却時あるいは償還時の全国消費者物価指数の状況によって売却損又は償還差損が生じる場合もあります。また、このような特性から、物価連動国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。
・ 公共債が 15 年変動利付国債である場合には、その利子は１０年国債の金利の上昇（低下）に連動して増減しますので、このような特性から、15 年変動利付国債の価格は、必ずしも上記のような金利水準の変化に対応して変動するわけではありません。

公共債の発行者又は元利金の支払いの保証者の業務又は財産の状況の変化などによって損失が生じるおそれがあります

・ 公共債の発行者や、公共債の元利金の支払いを保証している者の信用状況に変化が生じた場合、市場価格が変動することによって、売却損が生じる場合があります。
・ 公共債の発行者や、公共債の元利金の支払いを保証している者の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いの停滞若しくは支払不能の発生又は特約による元本の削減等がなされるリスクがあります。
・ 公共債のうち、主要な格付機関により「投機的要素が強い」とされる格付がなされているものについては、当該発行者等の信用状況の悪化等により、元本や利子の支払いが滞ったり、支払不能が生じるリスクの程度はより高いと言えます。

公共債のお取引は、クーリング・オフの対象にはなりません

・ 公共債のお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の６の規定の適用はありません。

公共債に係る金融商品取引契約の概要

当金庫における公共債のお取引については、以下によります。

- 公共債の募集の取扱い

・　当金庫が自己で直接の相手方となる売買

公共債に関する租税の概要

個人のお客様に対する公共債の課税は、原則として以下によります。

・　公共債の利子については、利子所得として申告分離課税の対象となります。
・　公共債の譲渡益及び償還益は、上場株式等に係る譲渡所得等として申告分離課税の対象となります。
・　公共債の利子、譲渡損益及び償還損益は、上場株式等の利子、配当及び譲渡損益等との損益通算が可能です。また、確定申告により譲渡損失の繰越控除の適用を受けることができます。

法人のお客様に対する公共債の課税は、原則として以下によります。

・　公共債の利子、譲渡益、償還益については、法人税に係る所得の計算上、益金の額に算入されます。

なお、税制が改正された場合等は、上記の内容が変更になる場合があります。
詳細につきましては、税理士等の専門家にお問合せください。

譲渡の制限

・　国債を除く公共債（振替債に限ります）は、その償還日又は利子支払日の前営業日を受渡日とするお取引はできません。

当金庫が行う金融商品取引業の内容及び方法の概要

当金庫が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第３３条の２の規定に基づく登録金融機関業務であり、当金庫において公共債のお取引等を行われる場合は、以下によります。

・　公共債のお取引にあたっては、振替決済口座又は保護預り口座の開設が必要となります。
・　お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
・　ご注文にあたっては、銘柄、売り買いの別、数量、価格等お取引に必要な事項を明示していただきます。これらの事項を明示していただけなかったときは、お取引できない場合があります。
・　ご注文いただいたお取引が成立した場合には、取引報告書（契約締結時交付書面）をお客様にお渡しいたします（郵送又は電磁的方法による場合を含みます）。

当金庫の概要

商　号　等	東京東信用金庫　　登録金融機関　関東財務局長（登金）第 179 号
本店所在地	〒131-8701　東京都墨田区東向島 2-36-10
連　絡　先	本部：リスク管理統括部（0120-110-706） 又はお取引のある支店にご連絡ください。
加 入 協 会	日本証券業協会

苦情処理措置及び紛争解決措置の内容

苦情処理措置	本商品の苦情等は、当金庫営業日に、お取引のある支店若しくは本部リスク管理統括部（9 時～17 時、電話：0120-110-706）までお申し出ください。 また、上記加入協会から苦情の解決業務等の委託を受けた公的な第三者機関である

「特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター（FINMAC）」（電話：0120-64-5005）にお申し出いただくことも可能です。

紛争解決措置	①上記加入協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けたFINMAC、②東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等をご利用いただくことにより、紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記リスク管理統括部若しくは全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）までお申し出ください。また、お客様から、FINMACや上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫リスク管理統括部若しくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。
出　資　金	227億円（2026年6月30日現在）
主な事業	信用金庫業
設立年月	１９４５年12月